

千葉県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針

第1 趣旨

農業は、生態系の物質環境システムの中で、太陽エネルギーを利用して再生産を繰り返していくという環境と調和した産業である。

また、農村空間と適切な農業生産活動は、食料の供給のみならず、豊かな自然環境やみどり・水源の保全、洪水や土砂流失の防止、安らぎの場の提供など多面的・公益的機能を担っている。

しかし、一方で農業は、化学肥料や農薬等の資材を投入することなどから、環境に負荷を与える面も持っており、化学肥料や農薬に過度に依存すると、地力の低下や、連作障害など生産性の低下をもたらす恐れもある。

また、地球規模で環境問題が顕在化する中で、消費者の自然、安全、健康志向が高まり、より安心して食べることのできる農産物への要求が大きくなっている。

このようなことから、本県では平成6年に「環境にやさしい農業推進基本方針」を策定し、生産性の向上を図りつつ、環境への負荷を軽減し消費者の求める新鮮で安全な農産物を供給する「環境にやさしい農業」を推進してきたところである。

今般、国では、環境と調和のとれた持続的な農業生産の推進のため、たい肥等を活用した土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入に対する支援を内容とした「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」を公布・施行したところである。

本法律の趣旨は、従来から本県が推進してきた「環境にやさしい農業」の趣旨と同様であり、法律に係る「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定制度は、本県における「環境にやさしい農業」を推進する具体的手法の一つとして位置づけられるものである。

そこで、この法律を受け、本県の農業者が持続性の高い農業生産方式を導入するにあたっての指針とするため、法律第3条に基づき「千葉県持続性の高い農業生産方式に関する導入指針」を定めるものである。